

火災で被災された皆様へ

ごみ処理料金(ごみ中間処理施設使用料)の減免について

火災で被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

火災ごみについては稲葉クリーンセンターに持ち込み可能ですが、減免については以下の条件を満たしていただく必要がありますのでご確認の上、申請してください。ご不明な点や詳細等については、お気軽に下記までお問い合わせください。

1 減免となるもの

①～③のいずれかに該当するか、ご確認ください。

①自身の居住する住宅の場合は、住宅に関わる家財及び廃木材

※別荘、物置小屋等は対象外

②アパート等の集合住宅の場合は、住民の方の家財のみ

※アパート等の備品や建物部分の廃木材は対象外

③店舗等との併用住宅に住まれている場合は、住宅部分(相当分)に関わる家財及び廃木材

※店舗等部分は対象外

解体業者が解体したことによって出た廃棄物は産業廃棄物となるため、受け入れはできません

2 申請方法

・原則ご本人が下記の書類をご提出ください

・搬入予定日の前日までに稲葉クリーンセンターへ書類の提出をお願いします

<提出書類>

①減免申請書 【入手方法: 稲葉クリーンセンター及びホームページからダウンロードできます。または右の QR コード】

②罹災証明書(写し)【入手方法:管轄の消防署】



減免申請書はコチラ
(word)

3 その他注意事項

(1)搬入できるごみの種類は通常の燃やすごみと同様ですので、必ず分別して持ち込みしてください

(2)搬入できる量については以下の通りですので、必ず分別して持ち込みしてください

大型ごみ※ 軽トラック 午前2回、午後2回まで ※30cm 四方を超えるもの

小型ごみ 2トンドンプ 回数の制限なし

(3)ごみは濡れていてもかまいませんが、できる限りの水切りをお願いします

(4)申請者にプレートをお貸ししますので、搬入時に計量棟受付でご提示ください

お貸しするプレートは1枚となりますので、複数台の同時入場はできません

南信州広域連合 稲葉クリーンセンター

飯田山下久堅稲葉 1526 番地 1

<https://icc.minami.nagano.jp/>

TEL:0265-48-6648

【お問い合わせ時間】 8:30～12:00、13:00～17:15 (土日祝日を除く)



稲葉クリーンセンター
ホームページ